

令和元年度 第5回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和元年8月13日(火)午後2時00分から3時15分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (31人)

1番	田代正十志君	2番	中村克則君
3番	長田正次君	4番	大胡田直良君
5番	勝間田實君	6番	瀬戸久志君
7番	小宮山光文君	8番	勝亦里沙君
9番	田代みよ子君	10番	勝又英夫君
11番	芹沢秋雄君	12番	渡邊厚雄君
13番	内海富夫君	14番	高杉優君
15番	杉山充男君	16番	芹澤雅司君
17番	伊倉隆義君	18番	長田清一君
19番	勝又洋一君	20番	土屋壯一君
21番	坂本登志雄君	22番	池田靖君
23番	瀬戸昭一君	24番	勝亦啓二君
25番	土屋民治君	26番	芹澤彰夫君
27番	勝間田仁君	28番	岩瀬茂君
29番	高杉昇君	30番	土泉清司君
31番	田代三郎君		

欠席委員 (0人)

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

農業委員会事務局職員

杉山 真彦 井上 裕次 土屋 諭子 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

事務局長

ただ今から令和元年度第5回総会を開会いたします。
本日は、本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので開会を宣言いたします。

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 10番 勝又英夫委員、2番 中村克則委員を指名いたします。書記に、杉山書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。
報第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第9号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。8月13日報告。今月の4条届出は3件でございます。

(番号1～3について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

続きまして、報第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第10号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。8月13日報告。今月の5条届出は3件でございます。

(番号1～3について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第24号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。8月13日提出。今月の3条許可申請は7件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 812 m²

譲受人は、新規就農のため譲渡人より借り受けるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 6,655.65 m²

譲受人は、新規就農のため譲渡人より借り受けるものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 2,578 m²

譲受人は、新規就農のため譲渡人より借り受けるものです。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田 541 m²

静岡地方裁判所沼津支部における和解調書により、登記名義人から譲受人に贈与されるものです。

通常の3条許可申請では、譲渡人と譲受人の双方による申請行為ですが、本件は裁判所による和解調書が調整されている為、この場合は譲受人のみの申請が可能となっている為、今回こういった表示となっております。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 畑 771 m²

譲渡人は、後継者である譲受人に贈与するものです。

番号6 (議案書の内容読み上げ) 田 990.09 m²

譲渡人は、後継者である譲受人に贈与するものです。

番号7 (議案書の内容読み上げ) 田 1,947 m²

譲渡人は、後継者である譲受人に貸し付けるものです。

整理番号1～7について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

2番委員

番号1ですが、8月6日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容についてですが、譲受人は新規就農の為、高齢により耕作が出来なくなっていた譲渡人からの内を借り受けるための申請です。

効率的利用についてですが、借り受ける農地は自宅から1.5km、車で5分程度です。農作業従事者は本人で、46年の経験があります。農機具については、トラクター、コンバイン、トラック、田植機を所有しています。以上のことから、借り受ける農地も効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画については、新たに借り受ける農地は水田として利用するそうです。

下限面積については、今回借り受ける農地は812㎡で、同時に許可申請し借り受ける面積を合わせると10,045.05㎡となるので問題ありません。

転貸し等はありません。

地域との調和についてですが、地域農業集落の取り決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことです。万一支障がある場合は責任をもって対処するとのことです。

以上でございます。

19番委員

番号2ですが、8月10日、申請人双方と現地及び自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容についてですが、譲受人は若い頃は実家の農家を手伝っていましたが、その後、近隣の農家に依頼されて農業をしてきました。このほど、専門的に農業を行いたいと思い、知り合いである譲渡人に農地を貸していただくことになりました。

効率的利用についてですが、取得する農地は徒歩で6分、車で2分程度です。農作業従事者は本人のみで、46年の経験があります。農機具については、トラクター、コンバイン、トラック、田植機を所有しています。現在依頼されている農作業は水田耕作が主であり、新たに取得する農地についても水田として利用するそうです。以上のことから、新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画については、新たに取得する農地は田として活用されており、今後も水稲を耕作予定とのことです。

下限面積についてですが、現在所有する農地はありませんが、今回権利取得する面積は6,655.65㎡、その他の申請も含めて10,045.65㎡ですので問題ありません。

転貸し等はありません。

地域との調和についてですが、地元の取り決めに遵守し、農作業を行うとのことです。以上です。

19番委員

番号3ですが、8月10日、申請人双方と現地及び自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容については、譲受人は若い頃は実家の農業を手伝っていましたが、その後、近隣の農家に依頼されて農作業をしてきました。このたび、自分で専門的に農業を行いたいと思い、知り合いである譲渡人に農地を貸していただくことになりました。

効率的利用についてですが、取得する農地は自宅から徒歩1分程です。農作業従事者は本人のみで、46年の経験があります。農機具については、トラクター、コンバイン、トラック、田植機を所有しています。現在依頼されている農作業は水田耕作が主であり、新たに取得する農地についても水田として利用するそうです。以上のことから、新たに

取得する農地も効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画についてですが、新たに取得する農地は田として活用されており、今後とも水稻を耕作予定とのことです。

下限面積ですが、現在所有する農地はありませんが、今回権利取得する面積は 2,578 m²、他の申請も含めて 10,045.65 m²ということで問題ありません。

転貸し等はありません。

地域との調和については、地元の取り決めに遵守し、農作業を行うとのことです。

以上です。

2 2 番委員

番号4ですが、8月7日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に相違はございません。

内容については、先程お話がございましたが、本申請地は登記名義人が昭和63年11月28日、贈与契約により亡父から取得したものであります。農業委員会の農地法3条の許可を得て、譲受人に贈与するとの和解が平成27年9月17日に成立しているための今回の申請であります。

効率的利用についてですが、所得する農地は自宅から片道約900m、自動車ですら約3分程だそうです。農作業従事者は譲受人夫婦が主であります。繁忙期には家族総出で対応をするということです。農作業の経験年数は譲受人が33年、その夫が48年であります。所有している農機具は、トラクター、田植機、軽トラック、管理機など、それぞれ各1台ずつ所有しているということでございます。取得する農地につきましては、既に作付け経験があります野菜、特にさつまいも、かぼちゃ、なす、きゅうりなど予定としております。以上のことから、新たに取得する農地も既存農地同様、効率的に耕作管理できると思料いたします。

耕作管理計画については、現在、申請地は休耕地としておりますが、保全管理されておりまして、現地調査した時にも草刈も終わっておりまして、適正に管理されているという印象を受けました。本許可が下り次第、世帯家族で草を取り除いた後トラクターで耕運して、刈った草は隅にまとめて堆肥化するというような予定でございます。

下限面積についてですが、現在所有している農地面積に新たに取得する面積を合わせますと、24,448.09 m²、2.5ヘクタール弱となりますので、40アール以上になりますので問題はないと思われます。

転貸しはございません。

地域との調和については、地元の取り決めに遵守し、支障のないように耕作管理をするというようなことで確認は取っております。

以上です。

2 6 番委員

番号5ですが、8月7日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

内容についてですが、譲渡人は後継者へ営農・管理を移譲する計画があり、年次計画の下、逐一贈与していきたいとのことで、今回、話し合いがまとまったということです。

効率的利用についてですが、農作業従事者は本人夫婦と両親の計4名で、本人夫婦は20年の経験があります。農機具については、コンバイン、トラクター、田植機、軽ト

ラを所有しています。以上のことから、従前通り効率的に耕作管理されると思われます。
耕作管理計画については、今まで通り、野菜等の作付けを行うということです。

下限面積についてですが、現在世帯で所有する農地は、田 11,140.33 m²、畑 6,826.12 m²、合計で 17,966.45 m²。今回、その一部の畑 771 m²の世帯内の所有権移転なので問題ありません。

転貸しはありません。

地域との調和について、従来通り、農業集落の取り決めに従い、支障の出ないように耕作を行うとのことです。

以上でございます。

26 番委員

番号6ですが、8月7日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容については、譲渡人は後継者へ営農・管理を移譲する計画があり、年次計画の下、逐一贈与をしていきたいとのことで、今回、話し合いがまとまったとのことです。

効率的利用についてですが、農作業従事者は本人夫婦と両親の計4名で、本人夫婦は20年の経験があります。農機具については、コンバイン、トラクター、田植機、軽トラを所有しています。以上のことから、従前通り効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画については、今まで通り、水稻の作付けを行うとのことです。

下限面積についてですが、現在世帯で所有する農地は、田 11,140.33 m²、畑 6,826.12 m²、合計で 17,966.45 m²。今回、その一部、田 999.09 m²の世帯内の所有権移転なので問題ありません。

転貸しはありません。

地域との調和について、従来通り、農業集落の取り決めに従い、支障の出ないように耕作を行うとのことです。

以上でございます。

29 番委員

番号7ですが、8月8日、申請人双方と自宅及び現地にて調査いたしました。

経営移譲による農地の賃貸となります。

申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いありません。

農地の面積は、現在、田 55,801 m²、畑 3,150 m²所有しております。

効率的利用については、農機具等はトラクター、田植機、乾燥機、軽トラック2台、コンバイン、糶摺り機等を持っておられます。農業経験は、本人が37年、奥様が23年、息子さん16年の農業経験があります。

転貸し等は無いということです。

耕作管理計画については、譲受人においては現況のまま管理を継続する予定です。

地域との調和についてですが、農薬等の使用についても、周辺の農地に影響はないと思われる。現在の農地利用について、地元の取り決めに厳守し、作業を行っていくということでございます。

以上です。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 次に、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第25号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。8月13日提出。今月の案件は2件でございます。

整理番号1の次に3となっておりますが、正しくは2でございます。申し訳ございませんでした。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,630.22 m²
転用内容は、売買により太陽光発電設備の設置、及び駐車場2台の整備です。
農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しない為、第2種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m²
転用内容は、使用貸借により専用住宅1棟の建築、及び駐車場2台の整備です。
農地の区分は、御殿場市役所印野支所から300m以内にある農地のため、第3種農地に区分されます。
以上でございます。

会長 続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

2番委員 番号1ですが、8月11日、譲受人とは現地にて、譲渡人とは自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので内容に間違いはありません。
転用理由については、譲渡人は農業経営に人手が足りず困っていて、太陽光発電パネル設置を計画していましたが、家族と話し合いをした結果、譲渡人に太陽光パネル設置用地として譲渡することとなりました。必要性があり、やむを得ないと判断します。
資金についてですが、全額自己資金で対応するとのこと。
他の権利設定はありません。
転用時期については、許可後すぐに着工したいとのこと。

他法令には抵触しておりません。

転用面積は1,630.22㎡で、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響についてですが、影響はないと思われませんが、万が一あった場合には責任をもって対処するとのことでした。

その他ですが、近くに住宅があり、太陽光発電パネルの反射ですとか、発電時の騒音が考えられますが、万が一、苦情が出た場合についても責任をもって対処するとのことでした。

以上です。

28番委員

番号2ですが、8月6日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

譲渡人は譲受人の妻の祖父にあたり、申請人双方とも、申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由につきましては、譲受人は現在、新橋の共同住宅に住んでおり、子供が生まれた為、住宅を新築したく家族と相談し、譲渡人である祖父所有の申請地を提供してくれることになりました。

資金につきましては、土地整地費、家屋建築費、合計3000万円で、自己資金及び金融機関からの借入れで対応するとのことでした。

他の権利者の同意についてですが、他の権利設定はありません。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとのことでした。

他法令につきましては、都市計画法に基づき、事前相談済みとのことでありました。

転用面積は299㎡で、目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響につきましては、特に被害防除柵等は設置しないが、万が一、被害が発生した場合、責任をもって対処するとのことでした。

以上です。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

10番委員

ちょっと教えてもらいたいんですけど、太陽光発電の関係ですけど、これは時々出てくるんですけども、採算性とかどういう形になるんでしょうか。売買をして、譲受人が取得して、太陽光発電で利益率というのはどれくらいあるんですか。

事務局

今回の転用につきましては、ここに書いてあります通り、出力等は検討させてもらって転用の是非を問うんですけど、その後の運用については、どの位の利益率かというのは求めていませんので、ここでは把握していない状況になっております。また分かり次第、ちょっと他の状況も調べて、また報告したいと思いますので、次回、具体的な形でお願いしたいと思います。

以上です。

会長

他にご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

その他事務局から報告があればお願いします。

事務局

(報告事項)

1. しずおか農地利用最適化推進1・1・1運動について
2. 農業会議情報について
3. 会議等出席依頼(報告)について
4. 次回総会 9月11日(水)午後2時00分 御殿場市民会館 第7会議室

(この後、農地法第3条許可について研修 約10分)

事務局長

それでは、以上をもちまして、令和元年度第5回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

10番

議事録署名人

2番
